

【新旧対照表】

《 Apple Pay モバイルペイメント規定（JCB ブランド会員様用）》

※追加箇所は赤字下線、削除箇所は青字訂正線

現行	改定後	備考
<p>第1条（目的等）</p> <p>2. 本規定に定めのない事項については、会員規約が適用されるものとします。また、本サービスの提供を受けた場合でも、会員がトークン番号を用いずにカード決済を行う場合については、本規定は適用されず、引き続き会員規約およびその他の付属規定のみが適用されるものとし、特に手続きを要することなく、引き続き、指定カードを利用することができます。</p>	<p>第1条（目的等）</p> <p>2. 本規定に定めのない事項については、会員規約が適用されるものとします。また、本サービスの提供を受けた場合でも、会員がApple Payを用いずにカード決済を行う場合については、本規定は適用されず、引き続き会員規約およびその他の付属規定のみが適用されるものとし、特に手続きを要することなく、引き続き、指定カードを利用することができます。</p>	<p>【改定】</p> <p>新たな仕様への対応</p>
<p>第2条（用語の定義）</p> <p>(3) 「Apple Pay」とは、Apple社と利用者との間の契約（当該契約に適用される約款を「Apple社約款」という。）に基づき当社が利用者に提供する、本件モバイル端末を、非接触式決済を行うためのデバイスとして用いることやAppleID紐付け（第10条の2で定義するものをいう。以下同じ。）ができるサービスをいいます。</p>	<p>第2条（用語の定義）</p> <p>(3) 「Apple Pay」とは、Apple社と利用者との間の契約（当該契約に適用される約款を「Apple社約款」という。）に基づき当社が利用者に提供する、本件モバイル端末を、非接触式決済や非対面取引を行うためのデバイスとして用いることやAppleID紐付け（第10条の2で定義するものをいう。以下同じ。）ができるサービスをいいます。</p>	<p>【改定】</p> <p>新たな仕様への対応</p>
<p>第4条（トークン番号）</p> <p>2. 利用者が本件モバイル端末を使用して指定カードによるショッピング利用を行う場合、または金融サービスの提供を受ける場合、本件モバイル端末から加盟店等に対して、さらに加盟店等から当社に対してトークン番号が通信されることにより、利用者が指定カードによる決済を選択して本サービスを受けたことが特定されます。</p>	<p>第4条（トークン番号）</p> <p>2. 利用者が本件モバイル端末を使用して指定カードによるショッピング利用を行う場合、または金融サービスの提供を受ける場合、本件モバイル端末から加盟店等に対して、さらに加盟店等から当社に対してトークン番号が通信されることにより、利用者が指定カードによる決済を選択して本サービスを受けたことが特定されます。<u>ただし、第10条第4項に定めるショッピング利用の場合は、これとは異なる方法が取られます。</u></p>	<p>【改定】</p> <p>新たな仕様への対応</p>
<p>第6条（本件モバイル端末・パスコード等の管理）</p> <p>5. 第3項および前項にかかわらず、利用者がエクスプレスモード機能を用いること（Apple社所定の手続きによりエクスプレスカードの登録を行うことをいう。以下同じ。）を選択した場合には、エクスプレスモード対応加盟店において、都度モバイル端末認証を行うことなく、また本件モバイル端末のロックを解除することなく、第10条第5項に定める方法で本サービスの利用が可能となるため、利用者がエクスプレスモード機能を用いることを選択していない場合と比較して、利用者が本件モバイル端末の占有を失った場合の、第三者による悪用のおそれが相対的に高まります。利用者は、この点を考慮の上、利用者の責任と判断の下、エクスプレスモード機能を用いるか否かを選択するものとします。利用者がエクスプレスモード機</p>	<p>第6条（本件モバイル端末・パスコード等の管理）</p> <p>5. 第3項および前項にかかわらず、利用者がエクスプレスモード機能を用いること（Apple社所定の手続きによりエクスプレスカードの登録を行うことをいう。以下同じ。）を選択した場合には、エクスプレスモード対応加盟店において、都度モバイル端末認証を行うことなく、また本件モバイル端末のロックを解除することなく、第10条第6項に定める方法で本サービスの利用が可能となるため、利用者がエクスプレスモード機能を用いることを選択していない場合と比較して、利用者が本件モバイル端末の占有を失った場合の、第三者による悪用のおそれが相対的に高まります。利用者は、この点を考慮の上、利用者の責任と判断の下、エクスプレスモード機能を用いるか否かを選択するものとします。利用者がエクスプレスモード機</p>	<p>【改定】</p> <p>平仄合わせのため</p>

<p>能を用いることを選択した場合、エクスプレスモード対応加盟店において本サービスが利用されたときは、利用者本人の利用とみなし、利用者本人が支払いの責任を負担するものとします。</p>	<p>能を用いることを選択した場合、エクスプレスモード対応加盟店において本サービスが利用されたときは、利用者本人の利用とみなし、利用者本人が支払いの責任を負担するものとします。</p>	
<p>第10条（ショッピング利用）</p> <p>4. 前項にかかわらず、当社が特に認めた場合には、利用者が加盟店と事前に合意するにより、当該加盟店に対して継続的に発生する債務について、都度モバイル端末認証を行うことなく、本サービスを利用することができる場合があります。この場合、利用者が加盟店との間で取引の予約等を行い、当該取引が成立した場合は、当該指定後に利用者が本件アプリケーションから指定カードの登録を抹消し、第16条第2項に基づき本契約を中途解約したとしても、その後当該取引が成立したときは、本サービスにより決済される場合があります。この場合、当該取引に関しては、引き続き本規定が有効に適用され、利用者は、会員規約および本規定に基づき、当社またはJCBに対する支払義務を負うものとします。</p> <p style="text-align: center;">〈新設〉</p> <p>5. 第3項にかかわらず、利用者は、Apple社所定の手続きを行うことにより、エクスプレスモード機能を用いることを選択した場合、エクスプレスモード対応加盟店において、都度モバイル端末認証を行うことなく、また本件モバイル</p>	<p>第10条（ショッピング利用）</p> <p>4. 前項にかかわらず、当社が特に認めた場合には、利用者が加盟店と事前に合意し、Apple社所定の手続きを行うことにより、当該加盟店との継続的取引に基づき当該加盟店に対して継続的に発生する債務について、都度モバイル端末認証を行うことなく、本サービスにより決済することができる場合があります。この場合、利用者が当該加盟店との継続的取引の決済手段として本サービスを指定すると、当該指定後に利用者が本件アプリケーションから指定カードの登録を抹消し、第16条第2項に基づき本契約を中途解約したとしても、その後も当該加盟店に対する債務が発生したときは、本サービスにより決済される場合があります。この場合、当該加盟店に対する債務に関しては、引き続き本規定が有効に適用され、利用者は、会員規約および本規定に基づき、当社またはJCBに対する支払義務を負うものとします。なお、利用者は、当該加盟店との継続的取引の決済手段として本サービスの指定解除を希望する場合には、利用者の責任において当該加盟店に対して申し出、当該加盟店との間で当該加盟店所定の手続きを行うか、またはApple社所定の手続きを行うものとします。</p> <p>5. 第3項にかかわらず、両社が特に認めた場合には、利用者が加盟店と事前に合意することにより、当該加盟店との取引の予約等において、モバイル端末認証を行うことにより、その後の当該加盟店との取引の際にモバイル端末認証を行うことなく、本サービスにより決済することができる場合があります。この場合、利用者が加盟店との間で取引の予約等を行い、当該取引が成立した場合の決済手段として本サービスを指定すると、当該指定後に利用者が本件アプリケーションから指定カードの登録を抹消し、第16条第2項に基づき本契約を中途解約したとしても、その後当該取引が成立したときは、本サービスにより決済される場合があります。この場合、当該取引に関しては、引き続き本規定が有効に適用され、利用者は会員規約および本規定に基づき、JCB または当社に対する支払義務を負うものとします。</p> <p>6. 第3項にかかわらず、利用者は、Apple社所定の手続きを行うことにより、エクスプレスモード機能を用いることを選択した場合、エクスプレスモード対応加盟店において、都度モバイル端末認証を行うことなく、また本件モバイル</p>	<p>【改定】 新たな仕様への対応</p>

<p>端末のロックを解除することなく、本件モバイル端末をエクスプレスモード対応加盟店に設置された非接触式 IC 読取機器にかざすだけで、本サービスを利用することができます。</p> <p>6. 利用者が、本条に基づき加盟店において、本件モバイル端末を使用して本サービスを利用した場合、利用者は、指定カードによりショッピング利用したものとみなされ、指定カードの本会員は、指定カードのその他のカード利用代金と併せて、会員規約に基づき、当社に対して支払いを行うものとします。</p> <p>7. 利用者は、会員規約の定めに基づき、ショッピング利用の制限が課される場合、本サービスの利用もできません。</p>	<p>端末のロックを解除することなく、本件モバイル端末をエクスプレスモード対応加盟店に設置された非接触式 IC 読取機器にかざすだけで、本サービスを利用することができます。</p> <p>7. 利用者が、本条に基づき加盟店において、本件モバイル端末を使用して本サービスを利用した場合、利用者は、指定カードによりショッピング利用したものとみなされ、指定カードの本会員は、指定カードのその他のカード利用代金と併せて、会員規約に基づき、当社に対して支払いを行うものとします。</p> <p>8. 利用者は、会員規約の定めに基づき、ショッピング利用の制限が課される場合、本サービスの利用もできません。</p>	
<p>第 10 条の 2 (AppleID 紐付け)</p> <p>1. 利用者は、第 1 条第 1 項 および前条各項にかかわらず、Apple 社所定の方法により、AppleID を利用した場合の支払方法として、Apple Pay を指定すること（以下「AppleID 紐付け」という。）ができます。利用者が AppleID を利用して決済を行い、AppleID 紐付けを行った Apple Pay による決済が選択されると、本件モバイル端末を使用したか否かにかかわらず、利用者は、本契約に基づき本サービスを利用して決済を行ったこととなります。この場合、前条第 6 項および第 7 項が準用されます。</p>	<p>第 10 条の 2 (AppleID 紐付け)</p> <p>1. 利用者は、第 1 条第 1 項 および前条各項にかかわらず、Apple 社所定の方法により、AppleID を利用した場合の支払方法として、Apple Pay を指定すること（以下「AppleID 紐付け」という。）ができます。利用者が AppleID を利用して決済を行い、AppleID 紐付けを行った Apple Pay による決済が選択されると、本件モバイル端末を使用したか否かにかかわらず、利用者は、本契約に基づき本サービスを利用して決済を行ったこととなります。この場合、前条第 7 項および第 8 項が準用されます。</p>	<p>【改定】 平仄合わせのため</p>